



御 監 第 21 号
令和8年 6 月 18 日

御 前 崎 市 長 下 村 勝 様

御前崎市監査委員 増田 正行
御前崎市監査委員 渥美 昌彦



財政援助団体等監査結果報告書の提出について

地方自治法第 199 条第7項の規定により財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査結果に関する報告書を次のとおり提出します。

令和8年度

財政援助団体等監査結果報告書

(御前崎市商工会)

御前崎市監査委員

令和8年度 財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の種別

地方自治法第 199 条第7項の規定による財政援助団体等監査

2 監査の対象

御前崎市商工会及び所管課(建設経済部商工観光課)

3 監査の範囲

令和7年度の財政的援助に係る出納その他の事務の執行状況

4 監査の方法

監査の対象となった財務に関する事務の執行について、財政的援助等に係る出納その他事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、御前崎市商工会及び所管課(建設経済部商工観光課)から監査資料及び関係帳簿等の提出を求め、各種規程や決算資料の確認、会計諸帳簿等との照合、関係者からの聴取等により監査を実施した。

5 監査の着眼点

(1)所管関係

- ア 補助金の決定は関係法令等に適合しているか。
- イ 補助金の目的は明確か。また公益上の必要性は十分か。
- ウ 補助金の額の算定、交付方法、交付時期、交付手続等は適正か。
- エ 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書に基づいて適切に行われているか。
- オ 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

(2)団体関係

- ア 関係規程は整備されているか。
- イ 事業計画書、予算書及び決算書などの関係書類と所管課へ提出した補助金交付申請書、実績報告書等は整合しているか。
- ウ 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求及び受領は適時に行われているか。
- エ 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- オ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。補助金が補助金対象事業以外に流用されていないか。
- カ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

6 監査の期日

令和8年6月9日(火)

7 監査の結果

(1)御前崎市商工会の概要

- ア 事務所の所在地
御前崎市池新田 5484 番地の 1
- イ 組織(令和8年4月1日現在)
御前崎市商工会役員は、会長1人、副会長2人、理事 17 人、監事2人、の合計 22 人で

ある。事務局は、事務局長1人、経営指導員3人、経営支援員5人、記帳指導職員1人、記帳指導員1人、一般職員1人の合計12人である。

所管課は建設経済部商工観光課である。

(2) 補助金の交付状況

令和7年度御前崎市商工業振興事業費補助金は、総額13,000,000円が交付決定され、一般会計7款(商工費)1項(商工費)2目(商工振興費)18節(負担金補助及び交付金)より交付されている。

当該補助金は、商工会が実施する各種振興事業及び経営改善普及事業の円滑な推進が図られ、地域経済の活性化及び事業者間の連携強化につながる。また、物価高騰や人手不足、事業継承、DX対応など様々な課題に対し、巡回・窓口相談や専門家派遣、セミナー開催等による伴走支援を実施することで、地域事業者の経営基盤強化及び持続的な経営の実現につなげるために活用されている。

(3) 経理事務について

御前崎市商工会の補助金に係る収入支出事務について、決算書・関係諸帳簿等を調査した結果、市からの補助金は確実に収納されており、支出事務はその目的に従って行われ、おおむね適正に処理されていた。

(4) 総括

監査の結果、監査対象の補助金は、補助目的に沿って使われ、一定の効果を上げているものと認めた。

なお、今後の事務事業の運営に当たっては、特に下記の点に留意されたい。

【御前崎市商工会】

経営改善普及事業については、経営指導員や支援員の人件費に充当され、経営相談、金融・税務支援、販路開拓支援、創業支援などを通じて、会員事業者の経営基盤強化に一定の効果が現れていると思われるので、引き続き、会員事業者に寄り添った支援体制の強化を図っていただきたい。また、異業種交流事業・社会貢献事業については、各種イベント事業を通じて、観光交流人口の拡大、地域の賑わい創出、新規会員の獲得などに効果が上がっているが、今後は、地域総合振興事業による経済波及効果などを一定の数値で効果測定できるよう努めていただきたい。

補助金は、その多くが市民の税金で賄われていることから、事業の成果や効果を検証しつつ、有効的な活用ができるよう努められたい。

【建設経済部商工観光課】

当該補助金交付事務の執行に当たって、交付申請書の受理から補助金の支払いまで、一連の事務手続きにおける書類確認が不十分であると言わざるを得ない事務処理が見受けられた。今後は、補助金の適正な執行や公費の透明性の確保の観点から、複数人での書類の精査、確認を行い、適正かつ確実な事務の執行に努めていただきたい。

また、補助金交付要綱に定める補助金の目的、補助対象経費、補助額及び補助率について改めて精査し、必要があれば要綱等の見直しをされたい。